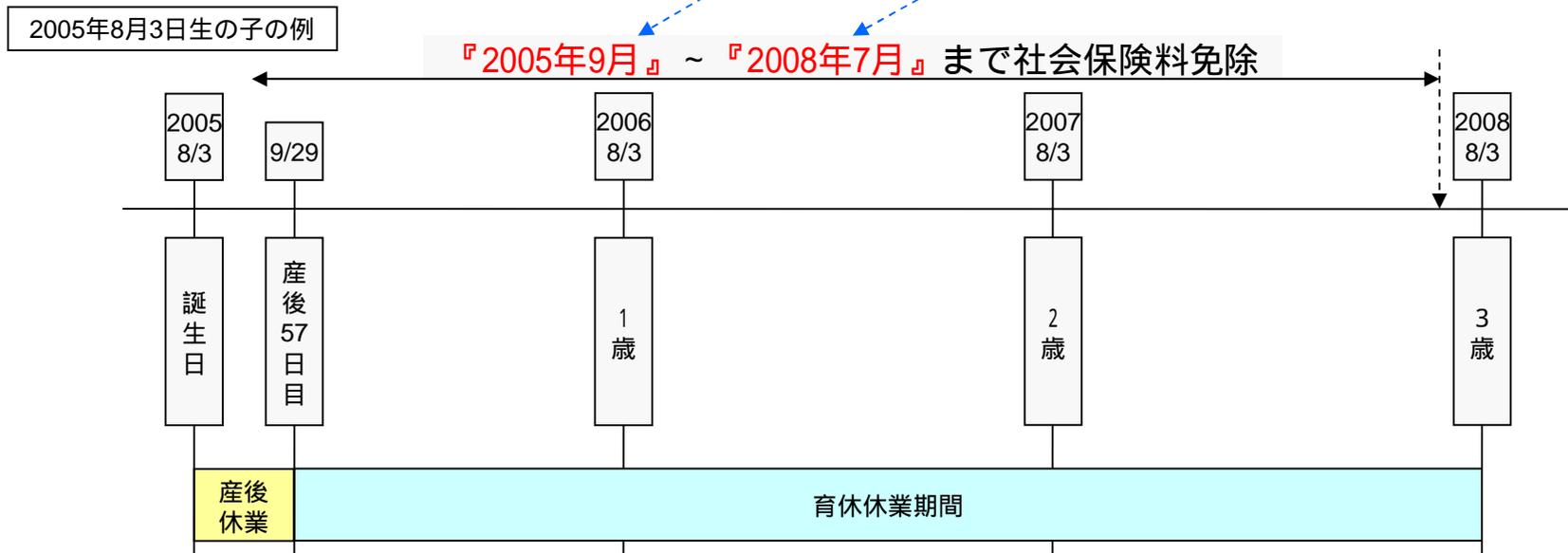


育児休業者の社会保険料はいつまで免除される？



健康保険法 第159条

育児休業等 を取得した健康保険の被保険者は、育児休業を開始した月から子の3歳の誕生日の前月まで事業主及び被保険者は社会保険料を納付しなくても良い。(納付したものとして処理される)



育児休業法では、原則として子が1歳までその従業員に育児休業を与えるよう規定しているが、会社側の優遇措置により1歳～3歳までの間も育休取得可能な場合もある。
条文の育児休業等の「等」は育児休業法で定める期間以外の1歳～3歳を指す。